

○厚生労働省令第四十五号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例等)</p> <p>第三条 第二条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、この省令の施行の日(附則第四条において「施行日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に岩手県又は福島県に所在する施設において開始される労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習(小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械又は玉掛けに係るものに限る。)</p> <p>()の修了資格の取得に係る職業訓練(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十五条第一項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。)であつて、法第四条第一項各号のいずれにも適合するもの(小型移動式クレーン、フォークリフト又は玉掛けに係るもの)があつては、平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始されるものに限る。)について、同項の規定により実践訓練としての認定を行うことができる。この場合において、第二条第五号中「三月以上六月以下」とあるのは「十日以上一月以下」と、同条第六号中「百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下」とあるのは「五十時間以上」とし、同号ただし書は、適用せず、第四条第一号中「者(実習を含む認定職業訓練又は教科の一部を委託して行う認定職業訓練にあつては、当該実習が行われる事業所の事業主を含む。)」とあるのは「者」と読み替えるものとし、第二条第十一号から第十四号まで並びに第十五号口(1)、(3)、(6)、(7)及び(8)の規定は、適用しない。</p> <p>2 / 4 (略)</p> <p>第三条の三 (略)</p> <p>(特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例等)</p> <p>第三条 第二条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、この省令の施行の日(附則第四条において「施行日」という。)から平成三十年三月三十一日までの間に岩手県又は福島県に所在する施設において開始される労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習(小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械又は玉掛けに係るものに限る。)</p> <p>()の修了資格の取得に係る職業訓練(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十五条第一項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。)であつて、法第四条第一項各号のいずれにも適合するもの(小型移動式クレーン、フォークリフト又は玉掛けに係るもの)があつては、平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始されるものに限る。)について、同項の規定により実践訓練としての認定を行うことができる。この場合において、第二条第五号中「三月以上六月以下」とあるのは「十日以上一月以下」と、同条第六号中「百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以上六時間以下」とあるのは「五十時間以上」とし、同号ただし書は、適用せず、第四条第一号中「者(実習を含む認定職業訓練又は教科の一部を委託して行う認定職業訓練にあつては、当該実習が行われる事業所の事業主を含む。)」とあるのは「者」と読み替えるものとし、第二条第十一号から第十四号まで並びに第十五号口(1)、(3)、(6)、(7)及び(8)の規定は、適用しない。</p> <p>2 / 4 (略)</p> <p>第三条の三 (略)</p> <p>(特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例)</p>

2 前項の「特定被災地認定職業訓練」とは、岩手県又は福島県に所在する施設において平成二十三年十月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始される認定職業訓練をいう。

3・4 (略)

2 前項の「特定被災地認定職業訓練」とは、岩手県又は福島県に所在する施設において平成二十三年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始される認定職業訓練をいう。

3・4 (略)

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。